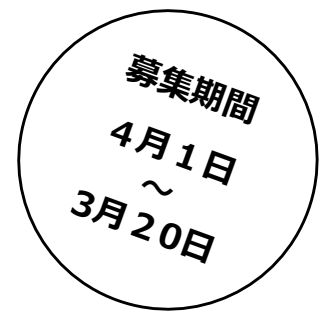


真庭市事業所内保育所等推進事業補助金



産業の振興及び活性化を目的として、市内で事業所内保育所等を運営している市内事業者の方で地域枠を利用して乳幼児を受入れている事業者の方を支援します。

●対象者

次の要件をすべて満たす事業者が対象となります。

- 市内に事業所内保育所等を運営する市内事業所とする。
- 事業所内保育所等の設置者またはその連携企業に雇用されている者の監護する乳幼児以外の乳幼児を地域枠として受入れている事業所
- 地域枠を利用する乳幼児の保護者が子ども・子育て支援法第20条に定める認定（同法第19条第1項第2号または第3号に掲げるものに限る）を受けている状態にあること
- 乳幼児を監護する者の住所または勤務地が真庭市に存在すること
- 補助を受けようとする事業所に市税の滞納がないこと

注) 事業所内保育所等とは児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出をした施設であって、専ら満3歳に満たない児童を保育する施設（例外規定があります。詳しくはお問い合わせ先までお問い合わせください。）

注) 審査の結果、補助対象とならない場合がございます。

●補助金額

補助額：5千円（地域枠で受入れた補助対象乳幼児1人/月額）

●流れ

- ① 補助金交付申請書に市税完納証明書またはこれに代わる書類、地域枠で受け入れた対象乳幼児が確認できる書類等の必要書類に添えて、真庭市産業政策課へ提出してください。（産業プラットフォームによる電子申請も可能です。）
- ② 審査を経た後、補助金交付決定通知が送付されます。
- ③ 交付決定を受けた日の属する年度の3月20日までに補助金事業等実績報告書に地域枠で受け入れた対象乳幼児の各月ごとに実際に利用した乳幼児数がわかる書類等の必要書類を添えて真庭市産業政策課へ提出してください。
- ④ 審査を経た後、補助金の交付額確定の通知が送付されます。
- ⑤④に同封された請求書を提出して頂き、市から請求書へ記載された指定の口座へ補助金を振り込みます。

※ただし、予算額に達した時点で、募集を終了します。

お問い合わせは、真庭市産業政策課まで

TEL / 0867-42-4375 FAX / 0867-42-4337